児童扶養手当現況届、特別児童扶養手当所得状況届の提出

現在、手当を受給している人は、引き続き受給要件を満たすか確認するため、児童扶養手当については現況届、特別児童扶養手当については所得状況届を提出する必要があります。

提出しない場合、手当を受給できなくなりますので、忘れずに提出してください。

児童扶養手当

ひとり親家庭の父母や、児童を養育している母（父）で障害のある配偶者をもつ人、父母に代わって児童を養育している人に手当を支給します。

●**手当の額（現行月額）**

児童1人の場合

□**全部支給**　43,070円

□**一部支給**　10,160円～43,060円

2人目

□**全部支給**　10,170円

□**一部支給**　5,090円～10,160円

3人目以降

□**全部支給**　6,100円

□**一部支給**　3,050円～6,090円

※受給者の所得により支給額が決まります。

※受給者・扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えると、支給が停止されます。

●**支払時期**　1月、3月、5月、7月、9月、11月に指定口座へ振り込みます。

●**所得制限限度額**（単位：万円）

扶養親族数	請求者		扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	49	192	236
1人	87	230	274
2人	125	268	312
3人	163	306	350
4人	201	344	388
5人	239	382	426

※限度額は、前年の所得額で判定します。

特別児童扶養手当

身体や精神に、重度または、中程度以上の障害がある20歳未満の児童を養育している人に手当を支給します。

●**手当の額（現行月額）**　対象児童数と障害の等級に応じて、次の手当を支給します。

□**1級（重度障害児）**　52,400円

□**2級（中度障害児）**　34,900円

※受給者・扶養義務者の所得が所得制限限度額を超えると、支給が停止されます。

●**支払時期**　4月、8月、11月に指定口座へ振り込みます。

●**所得制限限度額**（単位：万円）

扶養親族数	請求者	扶養義務者
0人	459.6	628.7
1人	497.6	653.6
2人	535.6	674.9
3人	573.6	696.2
4人	611.6	717.5
5人	649.6	738.8

※限度額は、前年の所得額で判定します。

問 **市民生活部子育て支援課**　☎(22)2360

高齢者等見守り支援事業

認知症などにより、外出先から自分で帰ることができない人の早期発見、保護のため、二次元コードが印字された「見守りシール」を申請に基づき交付します。このシールは、衣類や持ち物などにアイロンで貼るもので、洗濯もできます。

二次元コードをスマートフォンなどで読み取ると、事前に登録した情報に従って、保護者に発見通知メールが届きます。個人情報は分からないように発見者と保護者でやりとりができ、保護につながる仕組みです。

●**交付対象者**　市内に居住・在宅し、認知症などで外出先から帰れない恐れのある高齢者など

※交付は、対象者1人につき1回

●**申請窓口**　介護福祉課または、各地区の地域包括支援センター

問 **市民生活部介護福祉課**　☎(22)1350

市設置型浄化槽事業

生活環境の向上や河川などの水質改善のため、浄化槽の設置をすすめています。

●**事業の概要**　市が浄化槽を設置し、保守点検、清掃、法定検査および修繕を行います。

●**対象区域**　下水道事業全体計画および、農業集落排水事業計画以外の区域

●**使用者の負担**

受益者分担金

□**10人槽まで**　18万円

□**11人槽以上**　市長が別に定める額

使用料（1カ月あたり）

□**基本使用料**　1,980円（10立方メートルまで）

□**超過使用料**　1立方メートルにつき209円から

その他

ブロワの電気料金や、浄化槽以外の排水管の工事などは、使用者の負担になります。

●**申請期限**

□**5～7人槽**　12月2日(金)

□**10人槽**　11月18日(金)

□**11～50人槽**　8月31日(水)

問 **上下水道部施設課**　☎(42)1133

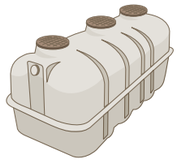

マイナンバーカード普及促進キャンペーン

マイナンバーカード取得に必要な、顔写真の撮影や申請手続きを支援します。

マイナンバーカードは、身分証明書や健康保険証として利用できる他、全国のコンビニなどで各種証明書の取得に利用できます。

申請は無料です。ぜひ、この機会に取得してみませんか。

●**日時・場所**

□8月、9月の毎週火曜日から金曜日　午前10時～午後4時　各総合支所市民サービス課

□8月14日(日)、28日(日)、9月11日(日)、25日(日)　午前9時～正午　築館総合支所

●**申請に必要なもの**

□交付申請書

※持っている人のみ

□運転免許証などの身分証明書

問 **市民生活部市民課**　☎(22)3211

食中毒を予防しましょう

食中毒を起こす細菌は、腐敗菌とは違い、食品の中で増殖しても色や味に変化はないので、汚染されていることに気付きません。

高温多湿の夏は、細菌が増殖しやすくなります。家庭では、次のことに注意しましょう。

●**食中毒予防のポイント**

□調理の前後に手の洗浄・消毒を行う。

□冷蔵庫内は7割程度とし、詰め過ぎに注意する。

□魚介類を調理する場合は、水道水の流水で表面をよく洗浄し、内臓を取った後も十分に洗浄する。

□生の肉や魚を切った後に、野菜など生で食べる食品を切るときは、包丁やまな板をよく洗う。

□加熱調理する食品は、十分に加熱する。

□調理後の食品は、長く放置せず、早く食べる。

問 **市民生活部健康推進課**　☎(22)0370

宮城県大崎保健所栗原支所　☎(22)2115

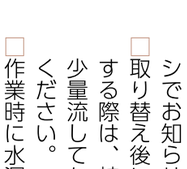

水道メーターの取り替え

水道メーターは、計量法で有効期間が8年とされています。有効期間満了までに、新しいメーターへの取り替えを無料で行っています。

対象者には、事前にはがきを郵送して、作業予定期間や業者をお知らせします。

●**取替作業にあたって**

□作業は立ち会い不要です。また、不在でも作業することがあります。

□メーターボックスの上や周辺に、作業の支障となるような物を置かないでください。

□犬などは、作業範囲外につないでください。

□業者は、市発行の証明書を携帯しています。

□作業中は水を止めます。

□作業後、通水確認のため、少量の水を使うことがあります。

□作業が終わったら、チラシでお知らせします。

□取り替え後に水道を使用する際は、蛇口から水を少量流してから使用してください。

□作業時に水漏れを発見した場合は、チラシでお知らせします。なお、修理費用は自己負担となります。

問 **上下水道部経営課**　☎(42)1130

市長随感

栗原市長　佐藤　智

活気ある夏を願って

最近、新聞やテレビでは「3年ぶりに」という言葉がよく出てきます。その言葉の後には、コロナ禍以前に行われていた催しや、学校行事が再開するなどの明るいニュースを伝えています。

先日、栗駒岩ケ崎地区で開催された「くりこま夜市」に行ってきました。ものすごい人の多さにびっくりしましたが、六日町通り商店街のレトロな雰囲気の中での盆踊りや神楽などは、風情があってコロナ禍を忘れさせてくれるひとときとなりました。マスク越しでも笑顔と分かる皆さんの表情から、イベントやお祭りなどの開催を心待ちにしていることを改めて感じた一日でした。

市でも、市民まつりや各地区の夏祭りなど、これから行われる予定の催しの開催に向け、感染防止対策を強化しながら準備の真っ最中です。以前と全く同じようにとはいかないかもしれませんが、今年は一つでも多く楽しみが増え、活気ある夏となることを願っています。

また、久しぶりに帰省した人々と、ふるさとでの懐かしい再会が果たされることを祈っています。

▲盛り上がりを見せるくりこま夜市